

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について（平成18年6月14日人研調—927）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年11月8日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2条関係 1 この条の「人事院が定める研修」は、行政官長期在外研究員制度、行政官国内研究員（修士課程コース）制度及び行政官国	第2条関係 1 この条の「人事院が定める研修」は、行政官長期在外研究員制度、行政官国内研究員（修士課程コース）制度及び行政官国

<p>内研究員（博士課程コース）制度による研修並びに次に掲げる研修とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>警察庁情報通信職員海外研究機関（修士課程履修コース）派遣制度</u></p> <p>六～二十</p> <p>二十一 <u>農林水産省国内大学院派遣制度</u></p> <p>二十二～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>内研究員（博士課程コース）制度による研修並びに次に掲げる研修とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五～十九 （略）</p> <p>二十 <u>農林水産省国内大学院（事業構想修士）派遣制度</u></p> <p>二十一～二十九</p> <p>2 （略）</p>
---	--

以 上